

2000.4.10

交替勤務者の時間外検診時の取扱いに関する確認書

交替勤務者が就業時間外において会社が実施する健康診断等を受診した場合、下記により取扱うことについて確認する。

記

1. 就業時間外検診の取扱い

- (1) 法定特殊検診
 - ・一次検診は30分の早出残業手当を支給する。
 - ・再検時は「受付から終了」までの時間を早出残業手当として支給する。
- (2) 法定健康診断
 - ・一次検診は30分の早出残業手当を支給する。
 - ・再検時は支給対象としない。
- (3) 法定外検診は支給対象としない。

2. 実施時期 平成12年4月1日からの受診者に適用する。

以上

平成12年4月10日

光和精鋳株式会社
取締役総務部長

則松 彰



光和精鋳労働組合
書記長

植野 哲生

